

訪問看護・介護予防訪問看護事業

重要事項説明書

訪問看護ステーション つむぐ

電話 0537-36-0018

(事業所番号 2266890033)

株式会社メイロフ（以下「事業者」という。）は、訪問看護ステーションつむぐ（以下「事業所」という。）の概要や提供する訪問看護サービス・介護予防訪問看護サービス（以下「訪問看護サービス」という。）の内容、契約に至るまでの重要事項をご説明します。

1 事業者の概要

| | |
|-------|------------------|
| 名 称 | 株式会社メイロフ |
| 代表者氏名 | 稲葉 仁美 |
| 所在地 | 静岡県菊川市東横地566番地の1 |
| 電話番号 | 0537-36-0018 |
| 設立年月 | 令和5年5月16日 |

2 事業所の概要

| | |
|-------------|-----------------------|
| 名 称 | 訪問看護ステーションつむぐ |
| 種 類 | 訪問看護事業所 介護予防訪問看護事業所 |
| 所在地 | 静岡県菊川市東横地566番地の1 |
| 事業所番号 | 2266890033 |
| 指定年月日 | 令和5年10月1日 |
| 管 理 者 | 横山 恵子 |
| 電話番号 | 0537-36-0018 |
| 通常事業実施地域 | 菊川市、御前崎市、掛川市、島田市、牧之原市 |
| 第三者評価の実施の有無 | 無 |

3 事業所職員の概要

| 職 種 | 資 格 | 員 数 | 勤 務 の 体 制 |
|-------|-----|-----|---------------|
| 管 理 者 | 看護師 | 1人 | 常勤（看護職員兼務） 1人 |

| | | | | |
|---------|--|----|-------|--------|
| 保 健 師 | | 人 | 常勤 人 | 非常勤 人 |
| 看 護 師 | | 7人 | 常勤 3人 | 非常勤 4人 |
| 准 看 護 師 | | 人 | 常勤 人 | 非常勤 人 |
| 理学療法士 | | 人 | 常勤 人 | 非常勤 人 |
| 作業療法士 | | 1人 | 常勤 人 | 非常勤 1人 |

4 営業日及びサービスの提供時間

| | |
|----------|----------------------|
| 営業日 | 月曜日～金曜日 |
| サービス提供時間 | 9:00～17:00 |
| 休業日 | 土、日曜日、祝日・12月29日～1月3日 |

※ 休業日の訪問看護サービスは、相談に応じて行います。

5 訪問看護の運営の方針

指定居宅サービスたる訪問看護・指定介護予防サービスたる介護予防訪問看護（以下「訪問看護サービス」という。）は、利用者が要介護・要支援状態等になった場合においても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し心身機能の維持回復を図ります。

サービスの提供は、要介護・要支援状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護・要支援状態となることの予防に資するよう療養上の目標を設定し、計画的に行います。

利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立った訪問看護サービスの提供に努めます。

事業所は、地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等、他の居宅サービス事業者その他の保健・医療または福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

6 訪問看護サービスの提供方法、内容

- (1) 事業所が利用者に提供する訪問看護サービスは以下のとおりです。

| | |
|-----|--|
| 内 容 | 病状や健康状態の管理 医療処置や治療上の看護 リハビリテーション 家族の相談・支援 療養環境の調整と支援 認知症と精神障害の看護 ターミナルケア 在宅移行支援 地域の社会資源の活用 |
|-----|--|

- (2) 訪問看護サービスの提供は、主治医との密接な連携及び訪問看護・介護予防訪問看護計画（以下「計画」という。）に基づき利用者の心身機能の維持回復を図るよう適切に行います。
- (3) 事業所は、訪問看護サービスの提供に当たっては、利用者の要介護・要支援状態区分に従って、また利用者の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは当該認定審査会の意見に配慮して、利用者に訪問看護サービスを提供します。
- (4) 訪問看護サービスの提供は懇切丁寧に行うことを旨とし、療養上必要な事項及

びサービスの提供方法等について利用者または家族から説明を求められたときは、理解しやすいように説明します。

- (5) 訪問看護サービスの提供は、医学の進歩に対し、適切な看護技術をもって行います。
- (6) 常に利用者の病状、心身の状態、日常生活及び家庭環境の的確な把握に努め、利用者または家族に対し、適切な指導を行います。
- (7) 訪問看護サービスの提供に用いる設備、器具等については安全、衛生に常に注意を払います。また職員の清潔の保持、健康状態については必要な管理を行います。
- (8) 訪問看護ステーションつむぐの管理者は 横山 恵子 です。
利用者はいつでも担当の訪問看護師の変更を申し出ることができます。
(これを拒む正当な理由がない限り、事業所は変更の申し出に応じます。)
職員は常に身分証明書を携行しているので、必要な場合は提示をお求めください。
- (9) 利用者の病状、災害及び事故、若しくは事業所の運営において自らが適切な訪問看護サービスを提供することが困難であると認めた場合には、速やかに居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者等への連絡を行い、または適当な他の指定訪問看護事業所・指定介護予防訪問看護事業所を紹介する等の措置を講じます。
- (10) 訪問看護サービスを行うにあたっては主治医の文書による指示に従います。
- (11) 事業所は利用者に対して行った訪問看護サービスの提供に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に関わるページに必要な事項を記載します。
- (12) 利用者は、いつでも訪問看護サービスの内容を変更するよう申し出ることができます。事業所は、利用者からの訪問看護サービス内容の変更申し出があったときは、主治医の指示に従い、この契約の目的に反するなど変更を拒否する正当な理由がない限り、訪問看護サービスの内容を変更します。

7 主治医との関係

- (1) 管理者は、主治医の指示書に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう主治医との連携調整、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を担当する看護師等の監督等必要な管理を行います。なお、主治医とは利用申込者の選定により加療している医師を指すものであり、主治医師以外の複数からの指示書の交付を受付しません。
- (2) 事業所は、訪問看護サービスの提供開始に際し、利用申込者の主治医による指示を文書で受けます。
- (3) 事業所は、主治医に訪問看護・介護予防訪問看護計画書（以下「計画書」という。）及び報告書を提出します。

- (4) 訪問看護職員は、利用者の病状及び心身の状態に応じ適切な訪問看護サービスの提供を行うため、また訪問看護・介護予防訪問看護の実施に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ります。
- (5) 訪問看護職員は、利用者の病状及び心身の状態について、定期的に主治医にサービスの提供の継続の可否を相談します。
- (6) 事業所は、訪問看護サービスの提供終了に際しては、主治医に対する情報の提供に努めます。

8 計画書・報告書の作成

計画書は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて作成されなければならないものであり、利用者による訪問看護サービス内容等への利用者の意思を反映させる機会を担保するため、看護師は、作成に当たってその内容を説明した上で利用者の同意を得、また計画書を利用者に交付します。

- (1) 看護師（准看護師は含まれません）は、利用者の意向を踏まえて、療養上の目的、目標を達成するための具体的な訪問看護サービスの内容等を記載した計画書を作成します。
- (2) 看護師（准看護師は含まれません）は、計画書の作成に当たって、既に居宅サービス計画・介護予防サービス計画（以下「サービス計画」という。）が作成されている場合には、サービス計画に沿って作成します。
なお、計画書が作成された後にサービス計画が作成された場合には、計画書がサービス計画に沿ったものであるかを確認し、必要に応じ変更します。
- (3) 看護師（准看護師は含まれません）は、作成した計画書の主要な事項について、利用者または家族に説明します。
- (4) 看護師（准看護師は含まれません）は、訪問日、病状の経過、提供した看護の内容等を記載した報告書を作成します。
- (5) 管理者は、計画書及び報告書の作成に関し、必要な指導、管理を行います。
- (6) 看護師等は、計画書の目標や内容等について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行います。

9 訪問看護を利用できる方

- (1) 介護保険による訪問看護サービス利用の場合、その対象者は要介護者・要支援者など介護保険の被保険者で主治医が訪問看護サービスを必要と認めた方

- (2) 医療保険（老人保健・健康保険）による訪問看護サービス利用の場合、その対象者は主治医が訪問看護サービスの必要を認めた方
- 介護保険の対象でない（非該当）の方
 - 介護保険の被保険者のうち、厚生労働大臣が特に定めた疾患や病状の方

10 訪問看護サービスの利用方法

(1) 訪問看護サービスの利用開始

事業所に電話でお申し込みください。事業所の担当職員がお宅に伺い、訪問看護サービスの内容等についてご説明します。

この説明書により利用者からの同意を得た後、訪問看護サービスの提供を開始します。利用者がサービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等にご相談ください。

(2) 訪問看護サービスの終了

ア) 利用者のご都合で訪問看護サービスを終了する場合

訪問看護サービスの終了を希望する日の7日前までに文書で申し出てください。

イ) 事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により訪問看護サービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、訪問看護サービス終了日の14日前までに、文書により利用者に通知します。

ウ) 自動終了

次の場合に、訪問看護サービスは自動的に終了となります。

- ・ 利用者が介護保険施設等に入院または入所した場合
- ・ 利用者が死亡した場合
- ・ 事業所が解散、破産、その他やむを得ない事情により事業所を閉鎖した場合
- ・ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合

エ) その他

利用者は以下の場合に限り、文書で事業所に通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。

- ・ 事業所が正当な理由がなく訪問看護サービスを提供しない場合
- ・ 事業所が守秘義務に違反した場合
- ・ 事業所が社会通念を逸脱する行為を行った場合

事業所は以下の場合に限り、文書で利用者に通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。

- ・ 利用者が訪問看護サービスの利用料金を3ヵ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないとき
- ・ 利用者がこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- ・ 利用者が事業所、職員等及び他の利用者の生命・身体・財産・信用等を

傷つけ、または著しく不信行為を行った場合

1.1 利用料及びその他の費用

※ 介護保険による訪問看護・介護予防訪問看護の場合・・・・・・・・・・・・・・・・

- (1) 事業所の訪問看護サービスの提供（介護保険適用部分）に際し、利用者が負担する利用料金は、原則として基本料金の1割（一定以上の所得のある方は2割、第1号被保険者であって現役並みの所得のある方は3割（平成30年8月から））です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分の訪問看護サービスについては全額自己負担となります。

●利用料金表（訪問看護）

| サービス提供区分 | 算定項目 | 介護報酬額 | ご利用者様負担額 | | |
|----------------------------|----------|---------|----------|--------|--------|
| | | | 1割 | 2割 | 3割 |
| 昼間（8時～18時） | | | | | |
| 20分未満（314単位） | 看護師による場合 | 3,140円 | 314円 | 628円 | 942円 |
| 30分未満（471単位） | 看護師による場合 | 4,710円 | 471円 | 942円 | 1,413円 |
| 30分以上1時間未満（823単位） | 看護師による場合 | 8,230円 | 823円 | 1,646円 | 2,469円 |
| 1時間以上1時間30分未満（1,128単位） | 看護師による場合 | 11,280円 | 1,128円 | 2,256円 | 3,384円 |
| 20分（294単位） | 療法士による場合 | 2,940円 | 294円 | 588円 | 882円 |
| 40分（588単位） | 療法士による場合 | 5,880円 | 588円 | 1,176円 | 1,764円 |
| 60分（795単位） | 療法士による場合 | 795単位 | 795円 | 1,590円 | 2,385円 |
| 早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）25%加算 | | | | | |
| 20分未満（393単位） | 看護師による場合 | 3,930円 | 393円 | 786円 | 1,179円 |
| 30分未満（589単位） | 看護師による場合 | 5,890円 | 589円 | 1,178円 | 1,767円 |
| 30分以上1時間未満（1,029単位） | 看護師による場合 | 10,290円 | 1,029円 | 2,058円 | 3,087円 |
| 1時間以上1時間30分未満（1,410単位） | 看護師による場合 | 14,100円 | 1,410円 | 2,820円 | 4,230円 |
| 深夜（22時～6時）50%加算 | | | | | |
| 20分未満（471単位） | 看護師による場合 | 4,710円 | 471円 | 942円 | 1,413円 |
| 30分未満（707単位） | 看護師による場合 | 7,070円 | 707円 | 1,414円 | 2,121円 |
| 30分以上1時間未満（1,235単位） | 看護師による場合 | 12,350円 | 1,235円 | 2,470円 | 3,705円 |
| 1時間以上1時間30分未満（1,692単位） | 看護師による場合 | 16,920円 | 1,692円 | 3,384円 | 5,076円 |

●利用料金表（介護予防訪問看護）

| サービス提供区分 | 算定項目 | 介護報酬額 | ご利用者様負担額 | | |
|----------------------------|----------|---------|----------|--------|--------|
| | | | 1割 | 2割 | 3割 |
| 昼間（8時～18時） | | | | | |
| 20分未満（303単位） | 看護師による場合 | 3,030円 | 303円 | 606円 | 909円 |
| 30分未満（451単位） | 看護師による場合 | 4,510円 | 451円 | 902円 | 1,353円 |
| 30分以上1時間未満 （794単位） | 看護師による場合 | 7,940円 | 794円 | 1,588円 | 2,382円 |
| 1時間以上1時間30分未満 （1090単位） | 看護師による場合 | 10,900円 | 1,090円 | 2,180円 | 3,270円 |
| 20分（284単位） | 療法士による場合 | 2,840円 | 284円 | 568円 | 852円 |
| 40分（568単位） | 療法士による場合 | 5,680円 | 568円 | 1,136円 | 1,704円 |
| 早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）25%加算 | | | | | |
| 20分未満（379単位） | 看護師による場合 | 3,790円 | 379円 | 758円 | 1,137円 |
| 30分未満（564単位） | 看護師による場合 | 5,640円 | 564円 | 1,128円 | 1,692円 |
| 30分以上1時間未満 （993単位） | 看護師による場合 | 9,930円 | 993円 | 1,986円 | 2,979円 |
| 1時間以上1時間30分未満 （1363単位） | 看護師による場合 | 13,630円 | 1,363円 | 2,726円 | 4,089円 |
| 深夜（22時～6時）50%加算 | | | | | |
| 20分未満（455単位） | 看護師による場合 | 4,550円 | 455円 | 910円 | 1,365円 |
| 30分未満（677単位） | 看護師による場合 | 6,770円 | 677円 | 1,354円 | 2,031円 |
| 30分以上1時間未満 （1191単位） | 看護師による場合 | 11,910円 | 1,191円 | 2,382円 | 3,573円 |
| 1時間以上1時間30分未満 （1635単位） | 看護師による場合 | 16,350円 | 1,635円 | 3,270円 | 4,905円 |

※20分未満算定要件（看護師による場合）

- ・利用者に対し、週に1回以上20分以上の訪問看護を実施していること。
- ・利用者からの連絡に応じて、訪問看護を24時間行える体制であること。

※療法士による訪問の場合、1日に40分を超えて訪問する場合は、

要介護者：上記料金の90%相当の料金
要支援者：上記料金の50%相当の料金

となります。

(2) 基本料金は、所定の単位に10円を乗じて得た額です。

(3) 基本料金に対して、

早朝（午前6時～午前8時）は、25%加算

夜間（午後 6 時～午後 10 時）は、25%加算
 深夜（午後 10 時～午前 6 時）は、50%加算 となります。

- (4) 准看護師が指定訪問看護サービスを行ったときは、基本料金の 10%が減算されます。
- (5) 短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護または特定施設入所者生活介護を受けている間は、介護保険からの支払は受けられません。
- (6) この他「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（厚生労働省告示第 19 号）に規定される緊急時訪問看護や訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を受けた場合は、一定の料金を負担していただきます。

●利用料金表（加算【介護保険】）

| 加算名称 | 介護報酬額 | ご利用者様負担額 | | | 算定回数等 | |
|----------------------|--------------|----------|--------|--------|--------|-------|
| | | 1割 | 2割 | 3割 | | |
| 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（600単位） | 6,000円 | 600円 | 1,200円 | 1,800円 | 1月につき | |
| 特別管理加算 | （Ⅰ）（500単位） | 5,000円 | 500円 | 1,000円 | 1,500円 | 1月につき |
| | （Ⅱ）（250単位） | 2,500円 | 250円 | 500円 | 750円 | 1月につき |
| ターミナルケア加算（2500単位） | 25,000円 | 2,500円 | 5,000円 | 7,500円 | 1回につき | |
| 長時間訪問看護加算（300単位） | 3,000円 | 300円 | 600円 | 900円 | 1回につき | |
| 複数名訪問加算（Ⅰ） | 30分未満(254単位) | 2,540円 | 254円 | 508円 | 762円 | 1回につき |
| | 30分以上(402単位) | 4,020円 | 402円 | 804円 | 1,206円 | 1回につき |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（6単位） | 60円 | 6円 | 12円 | 18円 | 1回につき | |
| 退院時共同指導加算（600単位） | 6,000円 | 600円 | 1,200円 | 1,800円 | 1回につき | |
| 初回加算 | （Ⅰ）（350単位） | 3,500円 | 350円 | 700円 | 1,050円 | 初回のみ |
| | （Ⅱ）（300単位） | 3,000円 | 300円 | 600円 | 900円 | 1回につき |
| 看護・介護職員連携強化加算（250単位） | 2,500円 | 250円 | 500円 | 750円 | 1回につき | |

●加算について

| | |
|---------------------------|--|
| 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（支給限度額管理の対象外） | 24時間連絡体制にあつて、利用者に緊急時訪問看護体制にある事業所である旨を説明し、その同意を得た場合に1月を単位に加算する。 なお、緊急時訪問を行った場合は、月の2回目の計画外訪問より早朝・夜間・深夜について加算する。 |
| 特別管理加算（Ⅰ）（支給限度額管理の対象外） | 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、1月を単位に加算する。 |
| 特別管理加算（Ⅱ）（支給限度額管理の対象外） | 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等である利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を |

| | |
|----------------------------|--|
| 対象外) | 行った場合、1月を単位に加算する。 |
| ターミナルケア加算 (支給限度額管理の対象外) | 在宅で死亡した利用者について、当該利用者に対する指定訪問看護事業所の看護師等が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合、(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。)死亡月につき加算する。 |
| 長時間訪問看護加算 | 訪問看護に際し特別な管理を必要とする利用者に対して、1時間～1時間30分未満の訪問看護を行った場合に1回につき加算する。 |
| 複数名訪問加算(Ⅰ) | 下記の基準を満たし、利用者や家族の同意を得て、同時に複数の看護師等が1人の利用者へ訪問看護を行った場合に1回につき加算する。 ①利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③その他利用者の状況から判断して、上記①②に準ずると認められる場合 |
| サービス提供体制強化加算(Ⅰ) | 下記の基準に適合し、都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、利用者に対し訪問看護を行った場合、1回につき6単位を加算する。 ・看護師等ごとに研修計画を作成し、計画に従い研修を実施または実施を予定している ・利用に関する情報やサービス提供にあたって、留意事項の伝達又は看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催する ・看護師等に対し、健康診断を定期的に実施する ・看護師総数の内、勤続7年以上の者の占める割合が30%以上 |
| 退院時共同指導加算 | 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に、退院又は退所後の初回の訪問看護の際に1回(特別な管理を要する者である場合、2回)に限り加算する。 |
| 初回加算(Ⅰ) | 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に、初回の訪問看護を提供した場合、初回の訪問看護を行った月につき加算する。 |
| 初回加算(Ⅱ) | 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に、初回の訪問看護を提供した場合、初回の訪問看護を行った月につき加算する。 |
| 看護・介護職員連携強化加算 | 訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合、1月を単位に加算する。 |

(7) 指定訪問看護・介護予防訪問看護を利用しようとする者の主治医師(介護老人保健施設の医師を除く)が利用者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険訪問看護費・介護予防訪問看護費は算定いたしません。

ただし、その特別な指示が出ている期間に限り、医療保険の訪問看護の対象となり、訪問看護基本療養費等を算定します。

※ 医療保険による訪問看護の場合・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 基本料金

●利用料金表 (医療)

| サービス名称 | | 算定項目 | 診療報酬額 | ご利用者様負担額 | | |
|----------------------------|--------------|-------------|--------|----------|--------|--------|
| | | | | 1割 | 2割 | 3割 |
| 訪問看護基本療養費 (I) | | 週3日目まで | 5,550円 | 560円 | 1,110円 | 1,670円 |
| | | 週4日以降 (看護師) | 6,550円 | 660円 | 1,310円 | 1,970円 |
| | | 週4日以降 (療法士) | 5,550円 | 560円 | 1,110円 | 1,670円 |
| 訪問看護 基本療養費 (II) | 同一日に 2人 | 週3日目まで | 5,550円 | 560円 | 1,110円 | 1,670円 |
| | | 週4日以降 (看護師) | 6,550円 | 660円 | 1,310円 | 1,970円 |
| | | 週4日以降 (療法士) | 5,550円 | 560円 | 1,110円 | 1,670円 |
| | 同一日に 3人以上 | 週3日目まで | 2,780円 | 280円 | 560円 | 830円 |
| | | 週4日以降 (看護師) | 3,280円 | 330円 | 660円 | 990円 |
| | | 週4日以降 (療法士) | 2,780円 | 280円 | 560円 | 830円 |
| 訪問看護基本療養費 (III) | | 入院中1~2回 | 8,500円 | 850円 | 1,700円 | 2,550円 |
| 精神科訪問看護基本療養費 (I) | | 週3日目まで30分未満 | 4,250円 | 430円 | 850円 | 1,280円 |
| | | 週3日目まで30分以上 | 5,550円 | 560円 | 1,110円 | 1,670円 |
| | | 週4日目以降30分未満 | 5,100円 | 510円 | 1,020円 | 1,530円 |
| | | 週4日目以降30分以上 | 6,550円 | 660円 | 1,310円 | 1,970円 |
| 精神科訪問 看護基本療 養費 (III) | 同一日に 2人 | 週3日目まで30分未満 | 4,250円 | 430円 | 850円 | 1,280円 |
| | | 週3日目まで30分以上 | 5,550円 | 555円 | 1,110円 | 1,665円 |
| | | 週4日目以降30分未満 | 5,100円 | 510円 | 1,020円 | 1,530円 |
| | | 週4日目以降30分以上 | 6,550円 | 6,602円 | 1,310円 | 1,970円 |
| | 同一日に 3人以上 | 週3日目まで30分未満 | 2,130円 | 210円 | 430円 | 640円 |
| | | 週3日目まで30分以上 | 2,780円 | 280円 | 560円 | 830円 |
| | | 週4日目以降30分未満 | 2,550円 | 260円 | 510円 | 770円 |
| | | 週4日目以降30分以上 | 3,280円 | 330円 | 660円 | 980円 |
| 精神科訪問看護療養費IV | | 入院中1~2回 | 8,500円 | 850円 | 1,700円 | 2,550円 |
| 訪問看護管理療養費 | | 月の初日の訪問 | 7,670円 | 770円 | 1,530円 | 2,300円 |
| 訪問看護管理療養費1 | | 月の2日目以降の訪問 | 3,000円 | 300円 | 600円 | 900円 |

●基本料金について

| | |
|-----------------|---|
| 訪問看護基本療養費 (I) | 一般の在宅療養者への訪問看護に対する療養費です。 |
| 訪問看護基本療養費 (II) | 同一日の同一建物への訪問看護に対する療養費です。 3人目以上の場合、1人目から同一建物の報酬を算定します。 |
| 訪問看護基本療養費 (III) | 在宅療養に備えて一時的に外泊している方に対して、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき入院中1回 (厚生労働大臣が定める疾病等は2回) に限り算定されます。 |

| | |
|--------------------|---|
| 精神科訪問看護基本療養費 (I) | 一般の在宅療養者への精神科看護訪問看護に対する療養費です。 |
| 精神科訪問看護基本療養費 (III) | 同一日の同一建物への精神科訪問看護に対する療養費です。 3人目以上の場合、1人目から同一建物の報酬を算定します。 |
| 精神科訪問看護基本療養費 (IV) | 在宅療養に備えて一時的に外泊している方に対して、精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき入院中1回(厚生労働大臣が定める疾病等は2回)に限り算定されます。 |
| 訪問看護管理療養費 | 月の初日の訪問看護を行った場合に算定されます。 |
| 訪問看護管理療養費 1 | 月の2日目以降の訪問看護を行った場合に、訪問1日につき算定されます。 |

(2) 加算・その他の療養費

●利用料金表 (加算【医療保険】)

| 加算名称 | | 診療報酬額 | ご利用者様負担額 | | | 算定回数等 |
|-------------------|---------|--------|----------|--------|--------|-------|
| | | | 1割 | 2割 | 3割 | |
| 難病等複数回訪問加算 | 1日2回 | 4,500円 | 450円 | 900円 | 1,350円 | 1日につき |
| | 1日3回以上 | 8,000円 | 800円 | 1,600円 | 2,400円 | |
| 精神科複数回訪問加算 | 1日2回 | 4,500円 | 450円 | 900円 | 1,350円 | 1日につき |
| | 1日3回以上 | 8,000円 | 800円 | 1,600円 | 2,400円 | |
| 緊急訪問看護加算 | 月14日目まで | 2,650円 | 270円 | 530円 | 800円 | 1日につき |
| | 月15日目以降 | 2,000円 | 200円 | 400円 | 600円 | |
| 長時間訪問看護加算 | | 5,200円 | 520円 | 1,040円 | 1,560円 | 週1回まで |
| 24時間対応体制加算 | | 6,800円 | 680円 | 1,360円 | 2,040円 | 月1回 |
| 特別管理加算 | (I) | 5,000円 | 500円 | 1,000円 | 1,500円 | 月1回 |
| | (II) | 2,500円 | 250円 | 500円 | 750円 | |
| 退院時共同指導加算 | | 8,000円 | 800円 | 1,600円 | 2,400円 | 1回限り |
| 特別管理指導加算 | | 2,000円 | 200円 | 400円 | 600円 | 1回限り |
| 退院支援指導加算 | 90分未満 | 6,000円 | 600円 | 1,200円 | 1,800円 | 1回限り |
| | 90分以上 | 8,400円 | 840円 | 1,680円 | 2,520円 | |
| 在宅患者連携指導加算 | | 3,000円 | 300円 | 600円 | 900円 | 月1回 |
| 在宅患者緊急時等カンファレンス加算 | | 2,000円 | 200円 | 400円 | 600円 | 月2回まで |
| 複数名訪問看護加算 | 看護師、療法士 | 4,500円 | 450円 | 900円 | 1,350円 | 週1日 |
| | 准看護師 | 3,800円 | 380円 | 760円 | 1,140円 | 週1日 |
| | その他の職員 | 3,000円 | 300円 | 600円 | 900円 | 週3日まで |
| 看護・介護職員連携強化加算 | | 2,500円 | 250円 | 500円 | 750円 | 月1回 |
| 訪問看護医療DX情報活用加算 | | 50円 | 5円 | 10円 | 15円 | 月1回 |
| 早朝・夜間加算 | | 2,100円 | 210円 | 420円 | 630円 | 1日につき |
| 深夜加算 | | 4,200円 | 420円 | 840円 | 1,260円 | 1日につき |

| | | | | | | |
|-------------------------|------------------------|--------|------|--------|--------|-------|
| 乳幼児加算 | 6歳未満の乳幼児 | 1,300円 | 130円 | 260円 | 390円 | 1日につき |
| | 別に厚生労働大臣が定める者に該当 | 1,800円 | 180円 | 360円 | 540円 | |
| 精神科重症患者 支援管理連携 加算 | イ精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する者 | 8,400円 | 840円 | 1,680円 | 2,520円 | 月1回 |
| | ロ精神科在宅患者支援管理料2のロを算定する者 | 5,800円 | 580円 | 1,160円 | 1,740円 | |

●利用料金（その他の療養費【医療保険】）

| 療養費名称 | 診療報酬額 | ご利用者様負担額 | | | 算定回数等 |
|------------------|---------|----------|--------|--------|-------|
| | | 1割 | 2割 | 3割 | |
| 訪問看護情報提供療養費1・2・3 | 1,500円 | 150円 | 300円 | 450円 | 月1回 |
| 訪問看護ターミナルケア療養費1 | 25,000円 | 2,500円 | 5,000円 | 7,500円 | 月1回 |
| 訪問看護ターミナルケア療養費2 | 10,000円 | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 | 月1回 |

●加算・その他の療養費について

| | |
|------------|---|
| 難病等複数回訪問加算 | 厚生労働大臣の定める疾病等の利用者又は特別訪問看護指示書が交付された利用者に対して、必要に応じて1日に2回又は3回以上訪問看護を行った場合に、区分に応じ規定された額を加算する。 |
| 精神科複数回訪問加算 | 精神科在宅患者支援管理料を算定し、主治医が複数回の訪問看護が必要であると認めた利用者に対して、1日に2回又は3回以上の訪問看護を行った場合に加算する。 |
| 緊急訪問看護加算 | 利用者や家族等などの求めに応じて診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により緊急訪問を行った場合に加算する。 |
| 長時間訪問看護加算 | 1回の訪問看護の時間が90分を超える長時間にわたる指定訪問看護を実施した場合には、長時間訪問看護加算として、週1日を限度として、所定額に加算する。但し、15歳未満の超重症児・準超重症児の者に限り、週3回までを可能とする。 |
| 24時間対応体制加算 | 利用者・家族等から電話等で看護に関する意見を求められた場合に常に対応でき、必要に応じて緊急訪問看護を行う体制にある場合にする。 |
| 特別管理加算（Ⅰ） | 特別な管理を必要とする利用者に対して、訪問看護に関する計画的な管理を行った場合に算定する。 <利用者の状態> ○在宅麻薬等注射指導管理 ○在宅腫瘍化学療法注射指導管理 ○在宅強心剤持続投与指導管理○在宅気管切開患者指導管理 ○気管カニューレを使用している状態にある者 ○留置カテーテルを使用している状態にある者 |
| 特別管理加算（Ⅱ） | <利用者の状態> ○在宅自己腹膜灌流指導管理○在宅血液透析指導管理 ○在宅酸素療法指導管理 ○在宅中心静脈栄養法指導管理 ○在宅成分栄養経管栄養法指導管理 |

| | |
|------------------------------|---|
| | <p>○在宅自己導尿指導管理 ○在宅人工呼吸指導管理</p> <p>○在宅持続陽圧呼吸療法指導管理</p> <p>○在宅自己疼痛管理指導管理○在宅肺高血圧症患者指導管理</p> <p>○人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者</p> <p>○真皮を超える褥瘡の状態にある者</p> <p>○在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者</p> |
| 退院時共同指導加算 | <p>病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に、退院又は退所後の初回の訪問看護の際に1回(特別な管理を要する者である場合、2回)に限り加算する。</p> |
| 特別管理指導加算 | <p>退院後、特別な管理が必要な者に対して、退院時共同指導を行った場合、退院時共同指導加算に上乗せして加算する。</p> |
| 退院支援指導加算 (90分未満) | <p>退院支援指導を要する者に対して、退院日に在宅で療養上の必要な指導を行った場合に、退院日の翌日以降の初回の訪問看護が行われた日に1回に限り加算する。</p> |
| 退院支援指導加算 (90分以上) | <p>1回の退院支援指導の時間が90分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計が90分を超えた者に加算する。</p> |
| 在宅患者連携指導加算 | <p>利用者又は家族の同意を得て、月2回以上医療関係職種間で文書などにより共有された情報を踏まえ指導した場合、月に1回に限り加算する。</p> |
| 在宅患者緊急時等 カンファレンス加算 | <p>利用者状態の急変や診療方針の変更等に伴い、関係する保険医療機関等がカンファレンスに参加して共同で利用者や家族に対し指導を行った場合に加算する。</p> |
| 複数名訪問看護加算 | <p>同時に複数の看護師等で訪問した場合に加算する。</p> |
| 看護・介護職員連携強化 加算 | <p>訪問看護ステーションが喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行った場合に加算する。</p> |
| 訪問看護医療 DX 情報活用 加算 | <p>訪問看護ステーションの看護師等がオンライン資格確認により、利用者の診療情報等を取得した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算する。</p> |
| 早朝・夜間加算 | <p>早朝：6時～8時、夜間：18時～22時</p> |
| 深夜加算 | <p>深夜：22～翌6時</p> |
| 乳幼児化加算 | <p>6歳未満の乳幼児に対して指定訪問看護を行った場合に加算する。</p> |
| 乳幼児化加算(別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合) | <p>乳幼児加算に係る厚生労働大臣が定める者</p> <p>(1) 超重症児又は準超重症児</p> <p>(2) 特掲診療科の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者</p> <p>(3) 特掲診療科の施設基準等別表第七に掲げる者</p> |
| 精神科重症患者支援管理 連携加算 | <p>精神科在宅患者支援管理料2を算定する利用者の主治医が属する保険医療機関と連携し、当該保険医療機関の職員と共同で会議を行い、支援計画を策定した場合に加算する。</p> |
| 情報提供療養費1・2・3 | <p>訪問看護ステーションから関係機関への文書による情報提供をした場合に算定する。</p> <p>1：厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、当該市町からの求めに応じて情報を提供した場合、月に1回算定する。</p> <p>2：厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち、保育所等</p> |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>へ通園または通学する利用者について当該保育所等からの求めに応じて情報を提供した場合、各年度1回限り算定する。ただし入転園又は入転学についてはこの限りではない。</p> <p>3：保険医療機関等に入院又は入所する利用者について、利用者の診療を行っている保険医療機関が診療情報を添えて紹介を行うにあたって、訪問看護ステーションが当該医療機関に情報を提供した場合、月に1回算定する。</p> |
| 訪問看護ターミナルケア療養費1 | <p>在宅、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む。）に対して、その主治医の指示により、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明をした上でターミナルケアを行った場合に算定する。</p> |
| 訪問看護ターミナルケア療養費2 | <p>特別養護老人ホーム等で死亡した利用者（施設側が看取り介護加算等を算定している利用者に限る）やターミナルケア後、24時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者に対して同ケアを行った場合に算定する。</p> |

上記(1)基本料金+(2)加算・その他の療養費内容の合計額に対し、各保険割合で利用料を支払います。

後期高齢者：訪問看サービスに要する費用に対し、医療受給者証に記載された「一部負担金の割合」に準ずる割合を支払っていただきます。

健康保険：該当保険の負担割合分を支払っていただきます。

(3) 休業日に訪問看サービスを利用した場合、基本料金に1回5,000円を上乗せして支払っていただきます。

※ 交通費及びその他の費用・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 交通費について

1 介護保険利用者の交通費について

(1) 事業所の通常事業実施地域（菊川市、御前崎市、掛川市、牧之原市、島田市）にお住まいの方は、交通費は無料です。

(2) 事業所の通常事業実施地域（菊川市、御前崎市、掛川市、牧之原市、島田市）を越えた場合は一律500円を請求致します。

2 医療保険の利用者（介護保険ではない利用者）の交通費について

既定の訪問実施地域内・地域外に関わらず下記の内容で請求いたします。

(1) 事業所からの距離、片道1キロメートル未満 100円

(2) 事業所からの距離、片道1キロメートル以上3キロメートル未満 200円

(3) 事業所からの距離、片道3キロメートル以上5キロメートル未満 300円

(4) 事業所からの距離、片道5キロメートル以上 500円

(2) その他の費用としては、訪問看護サービスを提供するため、利用者のお宅で使

用する水道、ガス、電気等の費用は利用者の負担となります。また利用者の訪問看護サービス提供のために必要な電話等の使用を承諾し、その費用は利用者の負担となります。

- (3) 利用者が事業所に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。毎月前月分ご利用いただいた訪問看護サービス利用料金の請求をしますので、26日までにお支払ください。支払方法は、原則として口座自動引落としとします。金融機関が休業日の場合は翌日となります。
- (4) 利用者の都合により訪問看護サービスをキャンセルする場合は、至急事業所に連絡してください。故意または悪質と判断されるキャンセルについては、50%以内においてキャンセル料をいただきます。
- (5) 介護用品等は実費負担となります。
- (6) 利用者の介護保険被保険者証に支払方法の変更の記載（利用者が保険料を滞納しているため訪問看護サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、事業所で訪問看護サービス提供証明書を発行します。
- (7) 死後の処置については、実費として10,000円のお支払いをいただきます。

1.2 情報の保管

事業所は、利用者に対する訪問看護サービスの提供に関する書類を整備し、この契約終了後5年間保存します。

1.3 善良管理注意

事業所は、利用者から依頼された業務を行うに当たり、善良な管理者の注意をもって法令を遵守し、誠実にその業務を遂行します。

1.4 秘密保持

事業所の職員は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する義務を負います。

事業所は職員が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

事業所の職員は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を使用できません。また、その家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければ個人情報を使用できません。

15 損害賠償

事業所は、訪問看護サービスを提供する上で、契約の条件に違反し、利用者の訪問看護サービス利用に支障を生じさせて損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

16 事故発生時の対応

利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、主治医及び利用者の家族、居宅介護支援事業所・介護予防訪問看護に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、措置の内容を記録します。

17 ハラスメントの防止のための措置に関する事項

適切な訪問看護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（ハラスメント）により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

18 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施、専任担当者の配置等必要な措置を講じます。

19 感染症予防の取組み

当該指定訪問看護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施、専任担当者の配置等必要な措置を講じます。

20 業務継続に向けた取組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して当該指定訪問看護サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

21 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

22 緊急時の対応

訪問看護職員等は、訪問看護サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める等必要な措置を講じます。

| | | |
|-------|-----|--|
| 主治医 | 氏名 | |
| | 連絡先 | |
| 緊急連絡先 | 氏名 | |
| | 連絡先 | |

なお、地震等の突発的な災害が起きた場合は、訪問看護サービスの提供内容に変更が生じる場合があることをご了承ください。

23 苦情の申し立て

利用者は、事業所の訪問看護サービスの提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。利用者は、事業所に苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。自らが提供した訪問看護サービス等に対する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応します。

苦情を受けた場合は内容を記録し、市町村及び事業所監督機関等から報告の依頼があった場合は、その情報を提供します。

(1) 苦情相談窓口

| | |
|------------------|---|
| 【事業所相談窓口】 | 電話番号 0537-36-0018 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 担当者名 横山 恵子 |
|------------------|---|

(2) その他苦情申立の窓口

| | |
|---------------|-------------------|
| 菊川市役所 長寿介護課 | 電話番号 0537-37-1253 |
| 御前崎市役所 高齢者支援課 | 電話番号 0537-85-1118 |
| 掛川市役所 長寿推進課 | 電話番号 0537-21-1368 |
| 牧之原市役所 高齢者福祉課 | 電話番号 0548-23-0076 |

| | |
|---------------------|-------------------|
| 島田市役所 長寿介護課 | 電話番号 0547-34-3294 |
| 静岡県国民健康保険団体連合会介護保険課 | 電話番号 054-253-5590 |
| 静岡県福祉サービス運営適正化委員会 | 電話番号 054-653-0840 |

重要事項の説明に関わる証明書

(事業者)

訪問看護サービスの提供に当たり、重要事項説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 静岡県菊川市東横地 566 番地の 1

名称 訪問看護ステーション つむぐ

説明者 _____ 印

説明場所 _____

説明日 令和 年 月 日

(利用者)

重要事項説明書により、訪問看護サービスに関する重要事項の説明を受けました。

また、今後、訪問看護サービスを利用する場合には、重要事項説明書に記載された利用方法及び利用料徴収等について、その内容を受諾します。

住所 _____

氏名 _____ 印

家族 (代理人)

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との続柄 (_____)